

ポジティブリスト制度における対象外物質の評価について（案）

1 対象外物質について

食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質として、65 物質が定められています。（別表 1）

対象外物質の選定は、農畜水産物の生産時に農薬、動物用医薬品又は飼料添加物（以下「農薬等」という。）として使用された結果、食品に当該農薬等及びこれらが化学的に変化して生成したものが残留した場合について基本的に以下の考え方に基づき判断されています。（第 120 回食品安全委員会資料抜粋）

- ① 農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の状態や程度からみて、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損ねるおそれがないことが明らかである物質
- ② 我が国の農薬取締法に規定される特定農薬のほか、現時点で登録保留基準が設定されていない農薬のうち、当該農薬を使用し生産された農産物を摂取したとしても、直ちに人の健康を損なうおそれのない物質
- ③ 海外において残留基準を設定する必要がないとされている農薬等のうち、使用方法等に特に制限を設けていない物質

2 対象外物質にかかる評価の基本的な考え方

個別物質ごとに、厚生労働省から食品健康影響評価が依頼されることから、暫定基準が設定されている農薬等と同様に評価することとします。

諮問があった際には、農林水産省及び厚生労働省における当該物質の資料を基に、評価依頼物質の使用状況を踏まえ、用途として関係がある専門調査会または合同WGで審議を行い、個別に評価を実施することとします。（複数の専門調査会にまたがる場合は主要な用途の専門調査会で審議して、関係専門調査会で審議を引き継ぐこともあります。）

また、動物用医薬品の承認及び飼料添加物の指定等に伴う物質は、優先して審議をお願いすることとします。

なお、対象外物質は、体内成分や栄養成分で食品添加物として使用されているものや、薬局方に収載されている成分が多く、暫定基準が設定されている農薬等と比較すると、安全性の懸念も少ないことから、暫定基準が設定されている農薬等の審議を優先します。

3 評価手順について

評価に当たっては、原則として厚生労働省から提出のあった資料、日本薬局方、食品添加物公定書、各種評価書等既存の知見を基に評価を行い、不足する場合は、必要に応じて、資料を収集し、詳細な評価を行います。

(別表 1)

食品衛生法第 11 条第 3 項に定める対象外物質一覧

番号	物質名	番号	物質名	番号	物質名
1	亜鉛	26	コバラミン	51	ピリドキシン
2	アザジラクチン	27	コリン	52	プロピレングリコール
3	アスコルビン酸	28	シイタケ菌糸体抽出物	53	マグネシウム
4	アスタキサンチン	29	重曹	54	マシ油
5	アスパラギン	30	酒石酸	55	マリーゴールド色素
6	β -アポ-8'-カロチン酸エステル	31	セリン	56	ミネラルオイル
7	アラニン	32	セレン	57	メチオニン
8	アリシン	33	ソルビン酸	58	メナジオン
9	アルギニン	34	チアミン	59	葉酸
10	アンモニウム	35	チロシン	60	ヨウ素
11	硫黄	36	鉄	61	リボフラビン
12	イノシトール	37	銅	62	レシチン
13	塩素	38	トウガラシ色素	63	レチノール
14	オレイン酸	39	トコフェロール	64	ロイシン
15	カリウム	40	ナイアシン	65	ワックス
16	カルシウム	41	ニームオイル		
17	カルシフェロール	42	乳酸		
18	β -カロテン	43	尿素		
19	クエン酸	44	パラフィン		
20	グリシン	45	バリウム		
21	グルタミン	46	バリウム		
22	クロレラ抽出物	47	パントテン酸		
23	ケイ素	48	ビオチン		
24	ケイソウ土	49	ヒスチジン		
25	ケイ皮アルデヒド	50	ヒドロキシプロピルデンプン		